令和６年度事業計画

掖済（脇の下から手を添えて助ける）の精神に基づき、船員に対する医療にかかわる援護事業を行うとともに、社会福祉の増進を図るため、生活保護者を含む生計困難者に対する診療費の免除又は減額及び各種相談を行う。

また、これらの事業と一体の関係にある医療、介護の充実に取り組む。

このため、本年度は次の事業を行う。

Ⅰ．公益目的事業

１ 船員支援事業

海洋を航行する船舶で働く船員は、危険な場所での労働・職住一致生活など、極めて特殊な労働環境にある。船舶で傷病が発生した場合は、直ちに医療機関によって医療が受けられず、場合によっては重大な海難事故につながる恐れもある。このため、本会の各病院において、船員の日常的な健康管理から海上における医療支援まで切れ目のない支援を行う。

(1) 健康証明書発行等

船員法に従い、乗船前の船員に対し、本会の指定医による乗船前健康検査を行い、乗船前健康証明書を発行する。

(2) 船員に対する保健指導等

海の月間及び船員労働安全衛生月間等を始めとして、健康相談、健康診断、船内保健衛生指導及び訪船診療等を行うとともに、海事関係新聞紙上に健康関連記事を掲載する。

(3) 船舶衛生管理者講習･再講習及び教本等の改訂

医師が乗船していない船において医療や船内の衛生管理を行う船舶衛生管理者（国家資格者）を養成するため、衛生管理者講習及び衛生管理者再講習の実施機関として協力するとともに､講習教本等を現状に合わせ､適宜改訂に協力する。

(4)　無線通信医療相談

航海中の船舶乗組員に傷病者が発生した場合の無線通信等による医療相談に対し２４時間３６５日体制で助言を行う。

(5)　洋上救急

船舶からの洋上救急の要請に対し、海上保安庁、日本水難救済会等と緊密な連絡を取り、医師等を派遣し、患者の救護を行う。

(6)　船舶備置き法定図書の発行、改訂

応急処置等・船舶に備え置く薬・衛生用品や無線通信のやり方等を記載している「日本船舶医療便覧」、「和英対訳国際信号書」等（船舶備置き法定図書）を発行する。

また、国土交通省において衛生用品表（告示）の改正が予定されていることから、「日本船舶医療便覧」等の改訂を行う。

(7)　水先人試験への協力、海技資格協力センターへの医師・看護師等の派遣

国が実施する水先人試験時及び海技試験時等の際に、身体検査を行い、健康証明書を発行する。

また、小型船舶操縦者免許証の更新講習等を実施している講師に対する研修を行っている海技資格協力センターに医師・看護師を派遣し、身体検査にかかる研修に協力する。

(8)　育英奨学金の貸付

船員の養成に協力するため、海上技術学校及び海上技術短期大学校の学資の支弁が困難な生徒を対象に無利息で育英奨学金の貸付けを行う。

２ 社会福祉事業

掖済の精神に基づき、生活保護者や生計困難者に対する医療施設での治療費や介護老人保健施設の利用料の免除又は減額等の支援を行う。

(1) 生活保護者への医療及び自立支援並びに生計困難者に対する診療費の免除又は減額並びに各種相談への対応

病院・診療所に医療ソーシャルワーカー等を置き、生活保護法の適用を受けて

いる者の診療等を積極的に行うとともに、公的援護の対象外にある生計困難者に対する診療費の免除又は減額の措置を講じるほか、両者に対する各種の相談に応じる。

(2) 生活保護者の取扱い及び生計困難者に対する施設利用料等の免除又は減額並びに各種相談への対応

介護老人保健施設に支援相談員を置き、生活保護法の適用を受けている者の施設利用を積極的に進めるとともに、公的援護の対象外にある生計困難者に対する施設利用料の免除又は減額の措置を講じるほか、両者に対する公的援護の受給手続き等各種の相談に応じる。

(3) 無料巡回診療等

老人福祉施設等を対象に診療班を派遣して無料診療及び健康相談を行う。

また、特別養護老人ホーム等を対象に歯科医師を派遣して無料歯科検診に協力する。

3 地域住民の健康の保持及び増進に寄与する医療を提供する事業

全国の主要港等に設置する各病院及び診療所において、船員に限らず地域住民への診療及び健康診断等の予防医療を行う。

上記を実施するに当たり、国の医療政策の変化に対応し、各地域の医療ニーズに沿って事業展開を進める。

(1) 地域医療への貢献

本会の８病院において、急性期医療を行うほか、地域包括ケア病棟及び障害者病棟等を運営し、地域住民へ必要な医療等の提供を行う。

(2) 地域住民に対する保健指導及び疾病予防

地域住民に対する健康に関する講演会を開催するとともに、健康診断や健康相談を行い、生活習慣病を中心に早期発見と予防に取り組む。

(3)　救急医療及び災害医療

名古屋掖済会病院において三次救急体制（救急救命センター）を堅持するとともに、他の病院においても救急体制の維持を図るほか、国及び地方自治体と連携し、災害医療に取り組む。

(4)　人材育成

①　医師及び歯科医師の臨床研修

厚生労働省の指定を受けた病院及び介護老人保健施設において、医師又は歯科医師の臨床研修を行い医療の向上に寄与する。

②　看護師等の養成

えきさい看護専門学校において看護師の養成を行う。このほか、各病院において地区医師会及び看護学校等からの委託を受けて看護師等医療職としての技術・知見を学ぶ生徒の実習養成に協力する。

(5)　訪問看護事業

看護師等が居宅要介護者等の居宅を訪問し、定期的な病状の観察、医師の指示による医療行為、食事服薬指導、リハビリテーション等を行うとともに、各種福祉サービスの相談に応じる。

(6)　医学的研究

疾病等に関する各種の研究を行い、学会等に発表し、医学の進歩に寄与する。

4　地域住民の疾病･傷害からの機能回復、社会復帰の促進を支援する介護を提供する事業

介護老人保健施設において、看護・医学的環境の下における介護、リハビリテーションを中心にレクリエーションや日常生活のサービスを提供し、在宅復帰を支援するほか、デイサービスを行う。

(1)　地域介護への貢献

介護老人保健施設において介護、機能訓練その他必要な医療のほか、介護の相談・支援等を行う。

(2)　居宅介護支援

介護を必要としている方が居宅サービスを適切に利用できるようにケアプランを作成し、サービス等の提供確保のための各事業者と連絡調整を行うとともに、介護老人保健施設への紹介等を行う。

５ その他の事業

上記１から４の公益目的事業を継続的に実施していくために、各施設の整備拡充を行う。

また、引続き内部管理体制の充実を図るとともに、本会が８病院を始めとして複数施設を運営していることを活かすため、全施設間の情報共有や連携強化を図る。

Ⅱ．収益事業

(1)　駐車場提供業務

各施設において患者等の通院および施設利用者等の通所に不可欠な駐車場の提供を行う。

(2)　不動産賃貸事業

患者・家族等への物品販売や食事提供、院外薬局の運営などに携わる外部事業者へ施設の土地や建物の一部区画を賃貸する。

(3)　物品販売･手数料事業等

患者・施設利用者の利便を図るため、外部事業者に委託して自動販売機やコインランドリー、公衆電話等を設置するほか、職員向けの保険の事務代行によってその手数料等による収入を得る。

以　上